島田市立六合小学校 いじめ防止基本方針



『徹底』 『安全』 『つながり』

- 〇お互いに尊重し合い、一人一人の命を大切にし、思いやりのある豊かな行動力を持った子の育成に努める。
- 〇子供同士、職員共に人権意識を高め、小さな変化を見逃さない。いじめは教育を受ける権利を著しく侵害するものであるという視点をもち、指導を行う。(対応の遅れは、問題の長期化につながる)
- ○児童・保護者・職員間の連絡、調整を密にし、すぐに対応できる学校体制を整える。

【保護者・地域との連携】

- ○授業参観、保護者面談など保護者と情報を受信、発信できる機会を大切にする。また、校内の相談窓□を周知する。
- 〇地域の方(朝の見守り隊など)と朝の立哨などでつながり をもち、登下校の様子や地域での様子を受信する。
- ○学校からも子供たちのよい表れを HP やお便りで発信す

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 〇問題行動に関して、教職員間ですばやく情報共有するとと もに、組織的に対応する。
- ○職員研修でいじめ防止にかかわる内容について研修を行う。
- 〇学期ごとに、学年の子供たちの様子や指導体制について 基本方針をもとに年に2回見直す。(PDCA サイクル)

【関係機関等との連携】

- ○スクールカウンセラーを活用し、困っている子や悩んでいる子の情報をつかんで相談する機会を設ける。発達臨床心理士の巡回指導を活用し専門的な視点で子供の理解や指導の助言を受け、保護者が相談できる機会を設ける。
- ○教育委員会と連携を図り、情報を共有化し、適切な関係機 関につなげていく。

いじめ対策委員会

校長 教頭 主幹 生徒指導主任 各学年主任 担任 養護教諭 特別支援コーディネーター SC SSW

(必要に応じて PTA 役員 民生児童委員 主任児童委員 他関係機関)

全教職員

【未然防止】

- ○全職員共通理解のもと、各教科、 道徳、特別活動をはじめあらゆる 教育活動の場を通して、「命を大切 にする」「自他の人格を尊重する」 「お互いのよさを認める」などの 指導を行う。
- 〇教師と子供、保護者、子供同士の 人間関係づくりに努める。
- 〇いじめ防止対策推進法についての 研修を行い、教職員の資質の向上 に努め人権感覚を高める。
- 〇その子らしさを発揮し、受け止め られる心的安全状態をつくる。

【早期発見】

- 〇子供たちの実態把握のため、定期 的にアンケートを実施する。
- 〇子供たちのちょっとしたサインを 見逃さないためにも、学習カード 等で保護者との連絡及び連携を図 る。
- ○クラスだけでなく学年全体で子供 を育てるという意識をもち、複数 の目で子供たちを見守る。
- ○道徳の授業で心を耕し、いじめられている子も、いじめを知っている子もいじめについて相談しやすい雰囲気を作る。

【「和校棋早】

- 〇子供たちや家庭からあがった情報 に対しては、その日の内に、学年 や生徒指導主任ですぐ対応する。
- ○多くの目で対応するために、学校 全体で共通理解を図り、子供たち を見守る。(一報メモの活用)
- 〇ケース会議を持ち、学年や校内で 組織的に対応する。
- 〇担任、学年担当、養護教諭、生徒 指導主任、特別支援コーディネー ターなど窓口を増やし、どこでも 相談できる体制を整える。

【継続支援・重大事態への対応】

- 〇心のケアが必要と感じた子や保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を取るなど外部機関を積極的に活用し、タイムリーかつ継続的な支援の体制を整える。
- ○重大事案に関しては、市教委等と 連携をとり、調査や報告を行い対 応について相談する。
- ○校内で対策委員会を設け、適切に 対応及び報告ができるよう、問題 について話し合う。